

○蕨市自転車等放置防止条例施行規則
昭和59年10月20日規則第32号

改正

昭和60年4月30日規則第29号
平成8年4月30日規則第31号
平成11年3月30日規則第27号
平成18年3月31日規則第25号
平成19年3月26日規則第7号
平成21年3月31日規則第13号

蕨市自転車等放置防止条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、蕨市自転車等放置防止条例(昭和59年蕨市条例第40号。以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定めるものとする。

(放置禁止区域標識及び歩行区域標識)

第2条 条例第8条第4項の規定による放置禁止区域である旨の標識(以下「放置禁止区域標識」という。)及び歩行区域である旨の標識(以下「歩行区域標識」という。)は、様式第1号及び様式第2号のとおりとする。

2 前項の放置禁止区域標識及び歩行区域標識は、自転車等の利用者等が見やすいように設置するものとする。

(撤去の告知等)

第3条 市長は、条例第10条第1項の規定により自転車等を撤去しようとするときは、あらかじめ警告書又は口頭による警告等必要な告知をするものとする。

(証票の携帯等)

第4条 市長から条例の規定に基づく権限を行使するよう命ぜられた者は、その権限を執行する場合においては、その身分を示す腕章(様式第3号)を着用するほか、身分証明書(様式第4号)を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(自転車等保管台帳の記載)

第5条 市長は、条例第10条第4項の規定により保管した自転車等について必要な事項を自転車等保管台帳(様式第5号)に記載するものとする。

(告示事項等)

第6条 条例第11条第1項の規定により告示する事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 保管した自転車等が放置されていた区域
- (2) 保管を始めた年月日及び保管場所
- (3) 自転車等の種別及び車体の色等
- (4) 車体に記載されている住所及び氏名等
- (5) 車体に記載されている防犯登録番号(原動機付自転車にあつては標識番号)又は車体番号
- (6) その他必要と認める事項

2 条例第11条第1項の規定により告示する期間は、14日とする。

(自転車等の引取り手続)

第7条 市長は、条例第10条第4項の規定により保管した自転車等を利用者等に引き取らせるときは、その者が当該自転車等の利用者等であることを証明させるとともに受領書(様式第6号)を徴するものとする。

(廃棄物の認定基準)

第8条 条例第13条に規定する明らかに自転車等の機能を喪失していると認められるときとは、次の各号のいずれかに該当するときとする。

- (1) 自転車等の安全性の確保のため整備を行うことが困難であると認められるとき。
- (2) 自転車等の安全性の確保のため整備を行う費用が自転車等の残存価額に比して著しく不相応と認められるとき。

(協議会)

第9条 条例第14条第1項に基づく蕨市自転車等駐車対策協議会(以下「協議会」という。)に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選による。
- 3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 4 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。
(会議)

第10条 協議会の会議は、会長が招集する。

- 2 会議の議長は、会長をもって充てる。
- 3 協議会は、半数以上の委員が出席しなければ会議を開くことができない。
- 4 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
(庶務)

第11条 協議会の庶務は、市民生活部安全安心推進課において処理する。

附 則

この規則は、昭和59年12月1日から施行する。ただし、第2条及び第8条から第10条までの規定は、昭和59年11月20日から施行する。

附 則 (昭和60年4月30日規則第29号)

この規則は、昭和60年5月1日から施行する。

附 則 (平成8年4月30日規則第31号)

この規則は、平成8年5月1日から施行する。

附 則 (平成11年3月30日規則第27号)

この規則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則 (平成18年3月31日規則第25号)

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年3月26日規則第7号)

この規則は、平成19年6月1日から施行する。

附 則 (平成21年3月31日規則第13号)

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

様式第1号 (第2条関係)

様式第2号 (第2条関係)

様式第3号 (第4条関係)

様式第4号 (第4条関係)

様式第5号 (第5条関係)

様式第6号 (第7条関係)